

平成27年国勢調査の実施に向けて

調査の目的

- 国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査であり、その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。
- 大正9年の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施しており、平成27年に実施する調査はその20回目に当たる。

近年の課題と新たなニーズ

- 平成27年国勢調査においては、情報通信技術（ICT）の進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、調査方法等について所要の見直しを行う。
 - ア インターネット等を活用した調査の効率的かつ円滑な実施
 - イ オートロックマンションや高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化への対応
 - ウ 東日本大震災発生後の人口移動の状況に関する実態の把握
 - エ 調査結果の公表早期化、統計表の充実等の統計ニーズの増加への対応

これまでの取り組み

- 試験調査の実施
 - 平成24年7月 第1次試験調査：インターネット回答を推進するための調査手法検証
 - 平成25年6月 第2次試験調査：スマートフォンに対応したシステム構築と事務支援方策の検証
- 地方公共団体との意見交換
 - ・ 昨年8～10月、本年2～3月にかけて、24都道府県23市区を訪問して意見交換を実施
 - ・ ブロック幹事県及び16大都道府県、政令指定都市を対象に「国勢調査実務検討会」を開催
 - 平成25年12月18～19日：第2次試験調査の実施状況、第3次試験調査の実施計画案
 - 平成26年3月10～11日：本調査の実施計画案、集計体系・集計スケジュール案
- 平成27年国勢調査有識者会議の開催
 - 平成27年国勢調査の企画に関する事項、調査環境、調査の広報など、国勢調査に関する様々な課題について、有識者や関係者と検討を進めるため、「平成27年国勢調査有識者会議」を開催。また、有識者会議の下に企画・環境・広報のワーキンググループを設置して、各課題ごとに機動的な検討を実施。

⇒ 平成26年3月 平成27年国勢調査の実施計画案を作成

今後の日程

- 第3次試験調査の実施 平成26年6月19日（木）を調査期日として実施
- 統計委員会への諮問・答申 平成26年6月諮問 平成26年10月頃答申予定

平成27年国勢調査の調査方法の改善(案)

国勢調査 世帯数約5,200万

(若年層中心)

オンライン回収
20%~30%

(1,000万~1,500万世帯)

(前回約 50万世帯)

(都市部中心)

郵送回収

(70%~80%)

(3,700万~4,200万世帯)

(前回約 5,150万世帯)

(高齢者中心)

調査員回収

調査の改善

国のシステム
で直接回収

(スマートフォンで
の回答を可能と
する)

国が一括契約
した事業者が
返信用封筒の
バーコードを
読み取り

集合住宅

マンション
管理会社
に業務委
託できる
仕組みを
導入

一般住宅

高齢者につ
いては
調査員が
調査票の
記入をサ
ポート

調査の進捗をシステムで管理し、
国、都道府県、市区町村で共有

※調査員の回収
や督促等に活用

オンライン回収の推進や集計事務
の効率化等により、集計を早期化

※詳細集計を含む
全集計完了まで
37月 ⇒ 27月

平成27年国勢調査第3次試験調査(フルドレスリハーサル)の概要

調査の目的

- これまでの試験調査結果を踏まえて策定した平成27年国勢調査の実施計画案に基づき、平成27年国勢調査第3次試験調査を実施し、調査方法の最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における事務処理の習熟を図る。

調査の概要

- 調査時期：平成26年6月19日（木）
- 調査地域：都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区（1区）を含む52市区）の区域に属する平成22年国勢調査調査区の中から、地域特性ごとに選定する520調査区
- 調査対象：調査日現在、上記の選定調査区に常住するすべての世帯・人（約28,080世帯）
- 調査項目：＜世帯員に関する事項＞
男女の別、出生の年月、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類 など
＜世帯に関する事項＞
世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など
- 調査票：試験調査の結果を踏まえ、OCR（光学式文字読取装置）調査票を設計
- 調査方法：＜調査票の配布方法＞
調査員がオンライン回答を促進するため、全世帯に対して、調査票配布前に『調査についてのお知らせ』（世帯用ログイン情報等を封入した封筒）を配布
オンライン回答がなかった世帯にのみ、調査票を配布
＜調査票の提出（回答）方法＞
オンライン回答のほか、調査票を配布した世帯は、記入済の調査票の提出について、調査員にそのまま提出する方法、調査票を封筒に入れて封をして調査員に提出する方法又は郵送により提出する方法のいずれかが選択できることを周知

オンライン
回答用ID等を
世帯に配布

オンライン
回答

調査票を世帯に
配布
(オンライン回答のな
かった世帯のみ)

調査員又は
郵送提出

- 調査の流れ：



結果の利用

- 平成27年国勢調査の企画・立案の基礎資料として、統計委員会及び人口・社会統計部会等へ検討結果を報告 など

今後の予定

- 地方別都道府県・市区事務打合せ会 平成26年4月21日（月）～4月25日（金）